

審 第 1 3 3 5 号
答 申 第 5 2 9 号
令和元年9月26日

千葉県議会議長 阿井 伸也 様

千葉県情報公開審査会
委員長 荘 司 久 雄

審査請求に対する裁決について（答申）

平成30年5月15日付け千議総第127号-1による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第916号

平成30年4月9日付けで審査請求人から提起された、平成30年2月19日付け千議総第596号で行った公文書開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県議会議長（以下「議長」という。）の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 公文書開示請求

審査請求人は、平成30年1月26日付けで千葉県議会情報公開条例（平成13年千葉県条例第49号。以下「条例」という。）第5条の規定により、議長に対し、公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求内容

本件請求の内容は、以下のとおりである。

『政務活動費収支報告等』に関連する行政資料・行政文書の内、各会派及び各議員から請求された金額及び項目等について記された電磁氣的記録の一式、及び、各会派及び各議員等に対し支払った金額及び項目等について記された電磁氣的記録の一式。

（起案・決裁した行政文書等に限らず、内部協議に使用した資料や送受信した電子メールなどを含む。）

※上記の表現では判り難いかと思いますので、雑な表現をすれば

①議会事務局総務課において閲覧することができる収支報告書等の各2ページ目以降にあたる『政務活動費出納簿』のように、請求等された金額や項目について記された電子ファイル。（各会派及び各議員分についてまとめたEXCEL表の様なものがあれば最良です。）

②『添付された領収書その他の証拠書類の写し』の内容が分かる電子ファイルなどのことです。」

3 特定した対象文書

議長は、本件請求に係る対象文書として、平成25年度から平成28年度までの政務活動費交付確定額の一覧表（以下「本件対象文書」という。）を特定した。

4 議長による決定

議長は、本件請求に対し、平成30年2月19日付け千議総第596号による公文書開示決定（以下「本件決定」という。）を行った。

5 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、平成30年4月9日付けで審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

平成30年1月26日付け公文書開示請求書に記したとおり、該当する公文書の電磁的記録の一式を開示するよう請求します。

本件対象文書の印刷元になった電子データを開示するよう請求します。

2 審査請求の理由

平成30年2月23日の議会事務局総務課（以下「担当課」という。）からの説明では、開示決定した公文書は紙媒体によるもののみとのことであった。

確かに、各行政職員等が執務の便宜のために作成・保有している電子ファイルについては、公文書に該当しないのだと思います。しかし、行政文書の管理に関するガイドライン - 内閣府においても、下記の例のように記されており、

記：(例)

他の行政機関に対する連絡、審議会等や懇談会等のメンバーに対する連絡を電子メールを用いて行った場合は、当該電子メールの内容について、適切な媒体により行政文書として適切に保存することが必要。

組織的としての意思決定や業務執行に、直接関与した電子データについては、公文書に該当すると考えます。

なお、同日の説明では、印刷元になった電子データは存在しているとの口頭説明が、担当課担当者よりあった旨、申し添えます。

3 反論書の要旨

(1) 文書の起案・供覧等に際して利用されている「文書起案システム等」について

千葉県では10年以上前から文書の起案・供覧等の際には文書起案システム等(なお、「文書起案システム等」の正式名称が不明であるので、以下、「文書システム」

という。)が使用されているはずである。

仮に、紙媒体により起案・決裁する場合においても、文書システムに登録し、起案書を印刷しているため、鑑文や伺い文は当然のこと、起案に関わる添付文書（excel、word、PDF等）などに関しても、文書システムにアップロードされ登録されているはず。

弁明書には、本件対象文書の印刷元になった電子データは、起案した文書に添付した一覧表のエクセルファイルであると記されているので、当該エクセルファイルは、当然、文書システムに登録されているはず。

しかし、弁明書では、組織的に用いる電子ファイルではない及び当該エクセルファイルは専ら担当職員個人の判断で処分できる性質のものであり、職員のパソコンに保存されているにすぎないものとも記されており、弁明書の内容に誤りがあるように思料する。

それとも、担当課では、文書システムを利用せず、手書きで鑑文や伺い文を作成しているのでしょうか。

あるいは、文書システムにアップロードされ登録されているはずの添付ファイルは組織的に用いるファイルではない、ということなのでしょうか。

(2) 電子ファイルの長期保存及び長期利用の実態（組織的な利用）について

上記でも言及したが、弁明書には、組織的に用いる電子ファイルではない及び当該エクセルファイルは、専ら担当職員個人の判断で処分できる性質のものであり、職員のパソコンに保存されているにすぎないものとの記載がある。

しかし、当該エクセルファイル一覧表は、少なくとも、平成25年度のものから最新のものまでがパソコンに保管されており、1担当職員の利用に留まらず、長期間にわたって処分されずに職員に引き継がれ、利用されてきたものであることがうかがえる。

担当課は、当該エクセルファイルを組織的に用いる電子ファイルではないと称しているが、引継ぎなどにより長期保管・利用されている実態を軽視しているのではないか。

(3) 電子ファイルの共用について

千葉県の知事部局では、無線LANなどを利用し、各職員のパソコン内に保存されているファイルを共有したり、ファイル共有用のHDDを利用したりしている課

が多く見受けられる。

担当課では、無線LANなどを利用し、各パソコン上のファイル共有をしていないのか。また、備品や消耗品に、ファイル保存用のHDDやファイル共有用のHDDは有していないのか。

上記はあくまで確認事項にすぎないが、上記（１）及び（２）を総合的に勘案すれば、起案書の添付資料の印刷元になった当該エクセルファイルを、担当職員のパソコンに保存されているにすぎないファイルと称することに、甚だ疑問を感じる。

特に上記（１）文書システムに登録されているはずの添付ファイルについて、専ら個人の判断で処分できる性質のファイルと称していることに関しては、事実関係の誤認があり、当該電磁氣的記録は、やはり公文書であると思料する。

第４ 議長の弁明要旨

１ 本件対象文書の内容について

本件対象文書は、平成２５年度から平成２８年度までの各年度における、各会派及び各議員に係る政務活動費交付金の交付決定日、交付決定額、確定額、項目別確定額、残余（返還額）等を一覧にしたものである。

２ 開示の理由について

本件対象文書には、条例第８条各号に掲げる不開示情報が記録されていないことから、本件決定のとおり、その全部を開示した。

審査請求人は、本件対象文書に係る電磁的記録の交付を求めていたが、下記３に記載のとおり、当該電磁的記録は公文書に該当しないものであり、また、決定を行うに当たっての開示・不開示の判断が開示の実施の方法によって異なることはない。

なお、本件対象文書については、複写機により写しを作成し交付している。

３ 弁明の内容について

審査請求人は、開示の実施日である平成３０年２月２３日において、担当課の担当職員から、印刷元になった電子データは存在しているとの口頭説明があり、組織的としての意思決定や業務執行に、直接関与した電子データについては、公文書に該当すると考える旨を主張する。

公文書の定義については、条例第2条に規定されているところ、審査請求人が求めている本件対象文書の印刷元になった電子データすなわち電磁的記録は、各会派及び各議員に対する政務活動費交付金に係る交付すべき額を確定するために担当職員が起草した文書に添付した一覧表のエクセルファイル（以下「本件電磁的記録」という。）であるが、本件電磁的記録は、事務又は事業の執行に必要なものとして他の職員又は部外に配布されてはおらず、他の職員が職務上利用しているものではない。さらに、専ら職員個人の判断で処分できる性質のものであり、担当職員のパソコンで保存されているにすぎないものである。

以上のことから、本件対象文書に係る電磁的記録は「組織的に用いるもの」に該当せず、したがって、条例第2条に規定する「公文書」に該当しないから、審査請求人の主張には理由がない。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び議長の弁明並びに本件対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象文書について

本件対象文書は、平成25年度から平成28年度までの各年度における、各会派及び各議員に係る政務活動費交付金の交付決定額、確定額、項目別確定額、残余（返還額）等を一覧にしたものであるところ、審査請求人は、本件対象文書の印刷元になった電子データである本件電磁的記録の開示を求めている。

これに対し、議長は、本件電磁的記録は条例第2条に規定する「公文書」に該当しないものである旨主張していることから、本件電磁的記録の公文書該当性について、以下検討する。

2 本件電磁的記録の公文書該当性について

- (1)「公文書」とは、「千葉県議会事務局（以下『事務局』という。）の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録・・・であって、事務局の職員が組織的に用いるもの」(条例第2条本文)として議長が保有しているものをいうところ、本件電磁的記録は、事務局の職員が、事務局が分掌する政務活動費の交付事務を遂行するために作成したものであり、「事務局の職員が職務上作成した」電磁的記録であることは明らかである。

(2) 他方、作成又は取得した文書等がどのような状態にあれば「組織的に用いるもの」に該当するかについては、文書等の作成又は取得の状況、当該文書等の利用の状況、保存又は廃棄の状況などの事項を総合的に考慮して実質的に判断すべきである。

(3) 当審査会が、当審査会の事務局職員をして本件電磁的記録の作成状況等について調査させたところ、以下のとおりであった。

ア 本件対象文書は、政務活動費の交付に係る事務のうち、交付額の確定及び清算事務(以下「本件事務」という。)を行うために作成された確定額の一覧表である。

そして、本件事務は、会派の代表者及び議員から提出された政務活動費収支報告書等に基づき、本件事務の担当職員が政務活動費交付金の額を確定し、当該確定額を本件電磁的記録であるエクセルファイルに入力した後、本件電磁的記録を紙に印刷し、清算事務を行うための起案文書に本件対象文書を資料として添付し、決裁を経て清算が行われる流れとなっている。

イ 本件電磁的記録は、本件事務を行うために作成したものではあるが、本件電磁的記録を紙に印刷した後は、本件対象文書が決裁等の本件事務を行うために組織的に用いられる文書となるため、本件電磁的記録は印刷後にはその役割を終えることとなり、その後は、次年度以降の文書作成のための手控えとして用いられることはあっても、不要となった本件電磁的記録の廃棄の方法について特段の定めはないことが認められた。

ウ また、本件電磁的記録は、担当課の職員がアクセスすることが可能である、共用サーバー上の共有フォルダ、総合文書管理システム等職員共用の保存場所で保存されているものではなく、担当職員のみが使用するパソコンのデスクトップ上に存在し、担当職員のみがアクセスできるものであることが認められた。

そして、本件電磁的記録は各年度ごとにフォルダ分けされており、各年度の一覧表がそれぞれ独立して存在するところ、その内容は、本件対象文書と同内容の情報が記載されていることが認められたが、一部の年度については欠落が認められた。

エ 議長の説明によれば、担当職員は本件電磁的記録を他の職員又は部外に配布したことはなく、また、上記のとおり、本件電磁的記録は担当職員のみがアクセスできるもので、他の職員が共同して使用することが予定されているものでもなく、実際、他の職員は職務上利用していないとのことであり、これらの説明に、不自

然・不合理な点はなく、これを否定するに足りる事情は認められない。

- (4) このような本件電磁的記録の内容、保存、利用等の状況に照らすと、本件電磁的記録は、担当職員が自己の職務の遂行の便宜のために利用する、正式文書と重複する写し、すなわち正式文書である本件対象文書と重複する写しであると認められ、「組織的に用いるもの」には該当しないと考えられる。

なお、本件電磁的記録の正式文書の写しとしての性質は、引継ぎによって変わるものではない。

したがって、本件対象文書は、条例第2条本文にいう「公文書」に該当するとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

4 結論

よって、議長が行った本件決定は、妥当である。

5 附言

本件における審議の中で、当審査会横田委員から以下の意見があった。

本件は、開示請求の対象として紙媒体の文書のみが存在する諮問第917号と異なり、本件対象文書のほかに本件対象文書の印刷元となった本件電磁的記録が存在する事案であり、審査請求人の主張からは、本件対象文書に記載された情報について、データによる検証をしたいとの要望が推察された。

そして、当審査会が見分したところ、本件対象文書に記載されている情報は不開示情報該当性について検討する性質のものではなく、全て開示されるべき情報であることが認められた。

本件における上記の事情及び政務活動費に関する県民の関心の高さを考慮すると、本件対象文書に記載されている情報は、今後、より県民が利用しやすい形で、例えばオープンデータの形式での公開も検討されるべきではないかと考えられる。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成30年 5月15日	諮問書の受理
平成30年 5月22日	審査請求人の反論書の写しの受理
平成31年 4月26日	審議
令和 元年 5月31日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第3部会

氏 名	職 業 等	備 考
泉 登茂子	公認会計士	
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
横田 明美	千葉大学大学院社会科学研究院准教授	部会長職務代理者

(五十音順)